

(議事録)

土屋会長                   ただ今から、令和6年度第8回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。

                              まず、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

賃金指導官                今日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名にご出席いただいております。委員定数15名のうち3分の2以上が出席されていることから、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議は有効に成立していることを報告いたします。

土屋会長                   本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録についても同運営規程第7条第2項により公開することとします。

                              傍聴者は何名いらっしゃいますか。

賃金指導官                傍聴者は2名です。

土屋会長                   本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名いたします。  
                              公益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は廣澤委員にお願いします。

土屋会長                   配布資料について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長                   本日の資料は、紙でお配りしております。議事次第と資料が最低賃金審議会の意見に関する異議申し出について、この後お渡しする諮問文の写しをつけております。  
                              資料は以上です。

土屋会長                   資料について皆様よろしいですか。それでは議題に入りたいと思います。議題の1は、埼玉県最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出についてです。

                              異議申出についての諮問について事務局から説明をお願いします。

賃金室長                   8月5日の第7回本審において埼玉県最低賃金の改正決定に関する答申をいただきました。これをうけて、最低賃金法第11条第1項に基づき、同日付けで答申の要旨及び異議がある場合の異議申出について公示をいたしました。  
                              この公示に基づいて、3つの団体から異議申出書が提出されました。異議申出書は、資料1のとおりです。

異議の申出があったときは、最低賃金法第11条第3項の規定により、最低賃金審議会に意見を求める必要があるため、本日は、その諮問をさせていただきます。

土屋会長                   この件について、質問などありませんか。

(質問なし)

土屋会長                   よろしいでしょうか。それでは、諮問をお受けします。

埼玉労働局長             埼玉地方最低賃金審議会会長土屋直樹殿。  
最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）。  
標記について、埼玉県労働組合連合会、全労連・全国一般労働組合  
埼玉地方本部及び生協労連コープネットグループ労働組合から、別添  
のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、  
貴会の意見を求める。  
令和6年8月21日埼玉労働局長。  
よろしく申し上げます。

(諮問文を埼玉労働局長から手交)

土屋会長                   ただ今の諮問を受けまして、異議の取扱いについて審議に入りたい  
と思います。まずは、異議申出書の内容につきまして、それぞれこの  
場で資料を配布されたばかりですから、確認する時間が必要かと思  
いますが、どうでしょうか。いったん休憩ということにして、それぞ  
れ確認することとしたいと思います。

そのうえで、できれば、それぞれ意見をまとめていただいて、再開  
後の審議会でご意見についてお聞きできればと思っております。よろ  
しく申し上げます。

いったん休憩ということで、時間はどのくらいとればよろしいでし  
ょうか。20分ほどで。

賃金室長                   20分めどでそれ以上かかるようであれば、ということで。

土屋会長                   20分めどということで。ではいったん休憩をとります。

賃金室長                   労使委員の皆様は控室をご用意いたしておりますのでご案内いたし  
ます。

(休会)



廣澤委員

使側としましては、これまでの審議の中で物価高騰と東京との格差について、十分な議論を尽くしてきたと考えています。また、今回の50円という金額は、使側としては、かなり大きな金額と捉えており、政府へ3つの要望を出させていただき、その早期の実現を望んでいることから、これ以上の引き上げは、受けられません。以上です。

土屋会長

ほかに使側の委員から補足的にご意見ある方は。よろしいですか。  
それでは、労働者側また使用者側から異議申し出にかかる意見についてお話しいただきました。私としても今回出された異議申し出書の内容につきまして、まず意見陳述もいただいた団体からの異議申し出書です。そこでの論点、非常に重要な論点だということで、労働者側の委員、先ほど迫委員から詳しくお話ありましたけれども、生計費原則に基づいた引き上げ、重要な論点です。また東京との格差の是正を図るべきだと、そういった議論についてもよく理解できるところです。そうしたことも踏まえた議論の結論として目安金額どおりということになったわけですが、重要な論点を示して意見陳述、異議申し出をいただいたところですが、そこを十分に踏まえたうえでの50円という結論ですので、原意見、50円という8月5日に答申した引上げ額について維持するというところで採決を、今回させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

土屋会長

それでは、8月5日に答申した50円引上げの原意見を維持するということについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

土屋会長

はい、ありがとうございました。全員一致で認められました。それでは、8月5日に答申した原意見のとおりとする旨答申することいたします。

事務局のほうで答申文の案を作成していただければと思います。

(事務局より各委員に答申文(案)配付)

土屋会長

それでは、お手元に配布されました答申文案の読み上げをお願いします。

賃金指導官

案。  
埼玉労働局長片淵仁文 殿。

埼玉地方最低賃金審議会会長 土屋直樹。

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）。

令和6年8月21日貴職から、同年8月5日付け埼玉県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する埼玉県労働組合連合会、全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部及び生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記。

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

土屋会長                   ただいま事務局から配布して読み上げいただいた答申文の案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

土屋会長                   それでは（案）を消してください。答申をしたいと思います。

（土屋会長から埼玉労働局長に答申文手交）

埼玉労働局長            ただいま答申をいただいたところでございます。答申ありがとうございます。

土屋会長                   今後の事務手続について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長                   埼玉県最低賃金改正のための審議はすべて完了しました。この後労働局長による改正決定の手続にうつります。

最低賃金法第14条第1項及び最低賃金法施行規則第9条の規定に基づき、都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、官報に掲載することによって、決定した事項を公示しなければならないということになっております。

改正後の最低賃金が10月1日に発効するようにするためには、8月30日発行の官報に掲載して公示する必要がありますので、そのために必要な手続をこのあと進めてまいります。以上です。

土屋会長                   今手続きについてご説明いただきました。何か皆さんから質問等ありましたらお願いいたします。

（質問なし）

土屋会長

よろしいですか。

それでは議題の1は以上で終了とさせていただきます、議題の2にうつりたいと思います。

議題の2はその他です。まず、委員の皆さんから、何かありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

事務局からは、何かありますでしょうか。

賃金室長

特にございません。

土屋会長

わかりました。それでは議題の2は何もないということで終わります。

それではこれで本審議会は終了となります。

次回開催予定ですが、10月2日9:30から、特定最低賃金の改正決定の答申を予定しております。次回の会議及び議事録についても公開とします。これで第8回埼玉地方最低賃金審議会を閉会とします。

— 了 —